

# 白岡市議会デジタル機器利用規程

令和3年8月2日  
白岡市議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、白岡市議会におけるデジタル機器の積極的な活用によるデジタル化の促進を図るため、出席者によるその適正な利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタル機器 ノート型パーソナルコンピューター、タブレット型情報端末、スマートフォン、携帯電話、ワードプロセッサ、電子辞書等のデジタル情報処理に利用する機器をいう。
- (2) 会議等 白岡市議会の常任委員会、議会運営委員会、全員協議会その他議長が認めるものをいう。
- (3) 出席者 白岡市議会議員及び議会事務局職員並びに会議等に説明員として出席した者をいう。

(デジタル機器を利用できる者)

第3条 出席者は、会議等においてデジタル機器を利用できるものとする。

(出席者の責務)

第4条 出席者は、会議等においてデジタル機器を利用する場合、議会の品位を重んじた良識のある利用を心掛けるものとする。

(利用範囲)

第5条 出席者は、会議等において次に掲げる範囲内でデジタル機器を利用することができる。

- (1) 会議等において現に議題として取り扱われている事件等に直接関係する情報又は資料を閲覧すること。
- (2) 会議等の内容を記録すること。

(利用制限)

第6条 前条の規定にかかわらず議長又は委員長は、会議等の秘密の保持その他相当の理由があると認める場合、デジタル機器の利用について次に掲げることを命ずることができる。

- (1) 特定の議題におけるデジタル機器の利用を停止させること。
- (2) 会議等におけるデジタル機器の利用を中止させること。

(禁止事項)

第7条 出席者は、会議等においてデジタル機器を利用し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第5条に規定する利用範囲を超えて利用すること。
- (2) 写真を撮影し、音声を録音し、又は映像を録画する方法により会議等の内容を記録すること。ただし、議会事務局職員が会議録、報告書等の作成のために写真を撮影し、音声を録音し、又は映像を録画する方法により会議等の内容を記録する場合は、この限りでない。
- (3) 会議等において現に議題として取り扱われている事件等の内容を外部に発信すること。
- (4) 電子メールを送信し、又はソーシャルネットワーキングサービス、電子掲示板等に投稿すること。
- (5) 音声、操作音、着信音等を発生させること。
- (6) 会議等の目的以外に利用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議等の運営に支障となる行為、他人に迷惑を及ぼすと認められる行為その他議長又は委員長が不適切であると認める行為をすること。

(違反行為に対する措置)

第8条 議長又は委員長は、出席者が前条各号の規定に違反してデジタル機器を利用していることを確認した場合、直ちに注意し、又はその利用を停止させることができる。

(改廃手続)

第9条 議長は、この告示を改正又は廃止しようとする場合、あらかじめ議会運営委員会の意見を聴くものとする。

(その他)

第10条 この告示の運用に関し疑義が生じたときは、議長又は委員長がこれを決定する。

2 この告示に定めるもののほか、デジタル機器の利用に関し必要な事項は議長が議会運営委員会の意見を聴いて別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。